

令和7年度 大阪府議会広報動画制作及び配信業務仕様書

1 業務名

令和7年度大阪府議会広報動画制作及び配信業務

2 事業目的・内容

(1) 事業目的

大阪府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的とする。

(2) 内容

以下のアからクのとおりとする。ただし、本数及び時間についての制限は課さない。

ア 大阪府議会の広報動画であることがわかる内容であること。

イ 大阪府議会の取組みや活動など府民に分かりやすく伝わる内容であること。

ウ 大阪府議会広報としての品位を保つ内容であること。

エ 大阪府議会に関心をもってもらえるような内容であること。

オ 全年齢層にわたる府議会活動に対する無関心な層に訴求できるものであること。

カ 大阪府議会公式 YouTube により、議会中継と相互連携を図るなどインパクトが強く議会広報としての事業効果が見込まれる動画を企画・制作し、効率的に配信すること。

キ 動画制作・配信にかかる総費用は、消費税を含み 2,294 万 6 千円以内であること。

ク 動画に対する視聴者満足度や府議会の認知度向上など効果検証を行うため、有効な調査結果となるサンプル数を確保した調査を行い、報告書を提出すること。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

大阪府議会の指定する場所

5 委託上限額

22,946千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 企画提案を求める事項

大阪府議会における広報動画（YouTube）の制作及び配信にあたり、以下の（1）から（8）の事項について提案すること。また、大阪府議会ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/fugikai/index.html>）に掲載している「府

議会のしくみ」及び「府議会のしおり」を熟読の上、提案すること。

- (1) コンセプト
- (2) 具体的な企画内容、出演予定者（明記した者の変更は原則不可）、
 - ・府民参加及びロケーションVTRの使用等の有無を明記すること。
- (3) 動画の本数、動画の再生時間及び想定再生回数
- (4) 広報展開
 - ・大阪府議会公式YouTubeを広く効果的に広報する手法、媒体、予定回数等を明記すること。
 - ・動画再生回数を増やすための手法を明記すること。
 - ・大阪府議会公式YouTubeを広報するに当たり、大阪府議会が保有しているツール（Facebook及びX）での広報手法を提案すること。
- (5) メディアの活用
 - ・提案事業者の持つメディアに関するネットワークをいかした提案をすること。
- (6) 効果検証
 - ・本業務を実施することによる府議会の認知度向上など、効果検証を行い、報告書を提出すること。
- (7) スケジュール
 - ・事業の実施スケジュールを提案すること。
- (8) 事業実施体制
 - ・事業の実施体制について、緊急時の連絡体制も含め記載すること。
 - ・事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。

7 事業実施体制

- (1) 事業を確実にかつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- (2) 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、発注者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- (3) 作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。

8 委託事業の実施上の留意点

- (1) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府議会の指示に従うこと。
- (2) 受託者は大阪府議会と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- (3) 実際の動画制作に当たり、受託者は予め企画提案時に掲げた内容に基づき、大阪府議会と協議・調整のうえ、実施すること。
- (4) 必要となる著作権等の経費は、すべて当初の契約金額に含むこと。
- (5) 業務の遂行に当たり、府と定期的な打ち合わせを行うものとする。打合せの実施方法や実施頻度については、業務の進捗を踏まえつつ協議の上進める。

- (6) 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府議会から請求があった場合、速やかに提出すること。
- (7) 大阪府議会から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。
- (8) 事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府議会の指示のもと受託者が行うこと。
- (9) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府議会に生じた損害を賠償しなければならない。

9 成果物の提出

事業終了後、令和8年3月31日（火）までに発注者あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

(1) 実施報告書

- ・ A4 サイズ 2 部及び CD-R、USB メモリー等に格納すること。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

- ・ 作成した広報物・映像データ等を CD-R、USB メモリー等に格納して提出すること。

10 守秘義務

- (1) 本業務を通じて知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

11 個人情報の取り扱いについて

- (1) 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (2) 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府議会に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府議会の指示に従い提供を行うこと。
- (4) 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

12 著作物の譲渡等

- (1) 本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定

する権利を含む)は、発注者に帰属すること。また、成果品は以降、発注者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受注者は発注者または発注者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

- (2) 作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。
- (3) 本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物(写真、地図等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

1.3 その他

- (1) 大阪府議会とあらかじめ調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (2) 提案内容は、行政機関等との調整により実施不可になる可能性があること。
- (3) 業務に使用する物品は、環境に配慮したものとする。
- (4) 動画制作及び配信業務遂行するにあたり障がい者等への配慮を行うこと。
- (5) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府議会と受注者で協議の上、業務を遂行すること。